

平成 1 9 年度予算措置

景観形成総合支援事業の創設

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

(平成19年度予算額 国費2億円(皆増) 5年間(平成23年度末まで)の時限)

対象地域

次の両方の条件を満たす地域
・国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域
・景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する地域

事業主体及び補助率

・市町村
(直接補助;事業費の1/3以内)
・景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人
(間接補助;事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内)

景観形成・活用事業計画の作成

国土交通大臣の承認

事業計画に位置付けられた景観形成・活用事業の実施

必須事業



景観重要建造物の修理、買取又は移設

又は



景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

+
必要に応じ
選択事業も実施

選択事業

(必須事業と併せて行う必要のある事業)

景観重要建造物の外観修景
建築物、工作物に係る景観の阻害要因の解消

建築物及び工作物の外観修景又は除却

屋外広告物の外観修景、除却又は集約化

公共公益施設の高質化 良好な景観を活用し交流人口の拡大を図る施設の整備

道路舗装の美装化

案内板の設置

良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

景観まちづくりセミナーの実施等
地区住民の啓発・研修活動

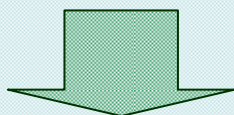
景観計画の策定、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定

景観法の活用を通じた良好な景観形成による
交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化

古都保存行政の理念の全国展開検討経費

古都保存行政の理念の全国展開小
委員会報告(平成18年6月)

長い歴史と伝統、豊かな自然に恵まれた日本



古都保存法対象都市(古都)以外にも優れた
歴史的な風土を擁する歴史都市は多数

日本人の精神的よりどころとして次世代に
継承されるべき国民共有の資産である歴
史的な風土を国として保存・継承する方策
を、法制面、財政面、税制面から検討す
べき(同報告3(1))

平成18年度

国として保存・継承すべき歴史的な風土の範
囲及び方策について検討(予定)

課 題

古都保存法の対象都市は限定的な運用が必要

対象都市以外は既存の制度等により保存・継承を
図ることとするが、十分な理解・駆使度が不十分

本検討の実施

平成19年度検討内容

- ・古都またはこれに準ずる地域の歴史的な風土
の保全・活用を図るため、景観法等各種制度の
活用による方策の検討
- ・歴史的な風土を活かしたまちづくりに係る既存
制度の周知マニュアルの作成

国として保存・継承すべき歴史的風土の保存・継承の実現